

廃棄物
処理法
改正処

省令案を情報提供

パブコメ結果を反映

環境省は昨年12月27日、都道府県政令市あてに改正廃棄物処理法

の施行規則の改正案について情報提供した。改正内容についての方針がおおむね固まったため、公布に先立ち、事前に提供したとしている。内容は、昨年10月に

パブリックコメントした「廃棄物処理法の施行令の一部を改正する政令案について」の結果に沿って条文化している。

パブコメの結果で修正された省令に関するところでは、交付したマニフェストの写しの保存期間は交付してから5年、事業場外の保管場所については工事現場がある地域と同一の都道府県内に限られていたが、事業場が隣接する都道府県内も追加される。